

公的年金制度について

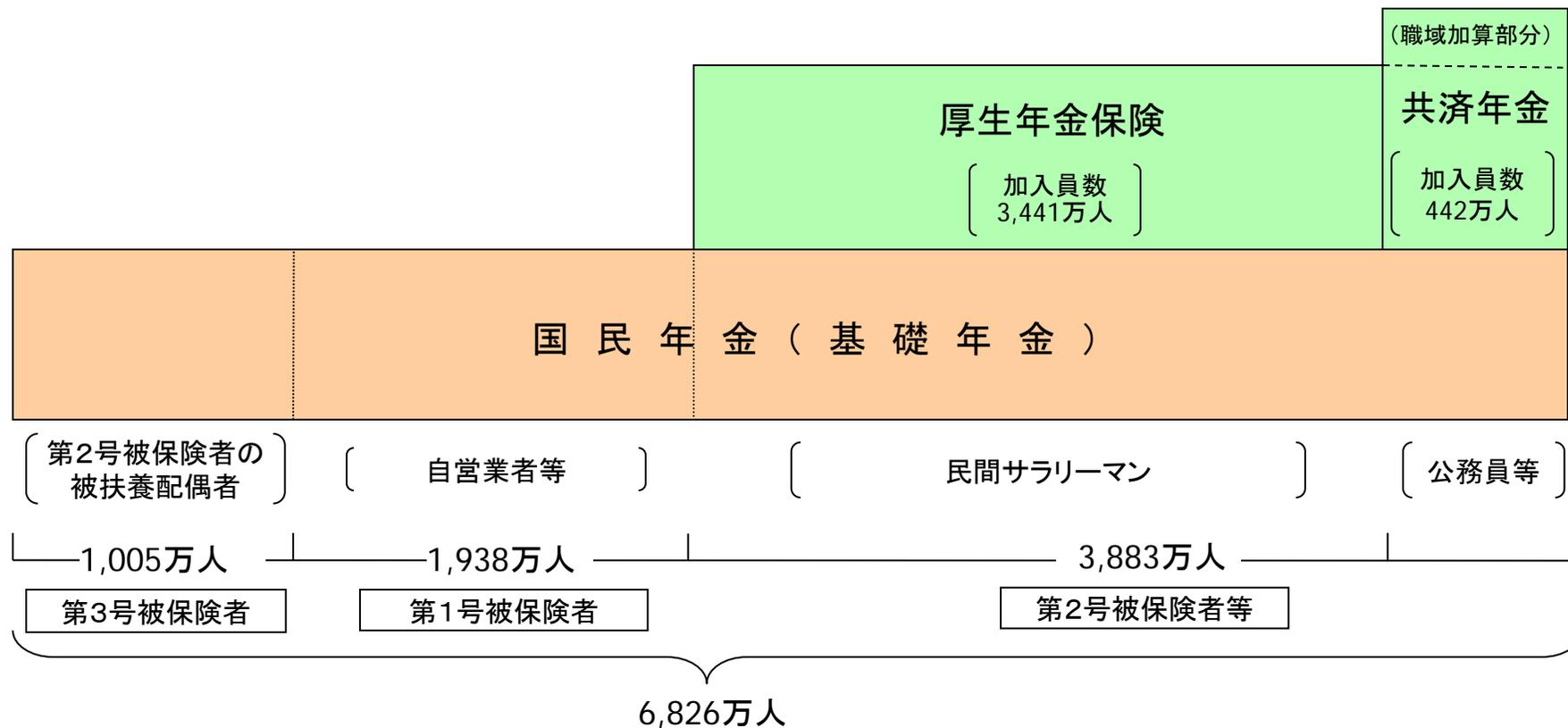
平成24年7月5日

厚生労働省 年金局総務課

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は、平成23年3月末)



第1号被保険者

第2号被保険者

第3号被保険者

○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等

○ 保険料は定額
 ・平成24年4月現在 月14,980円
 ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定
 ※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。

○ 民間サラリーマン、公務員

○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金)
 ・平成23年9月現在 16.412%
 ・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定
 ○ 労使折半で保険料を負担

○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者

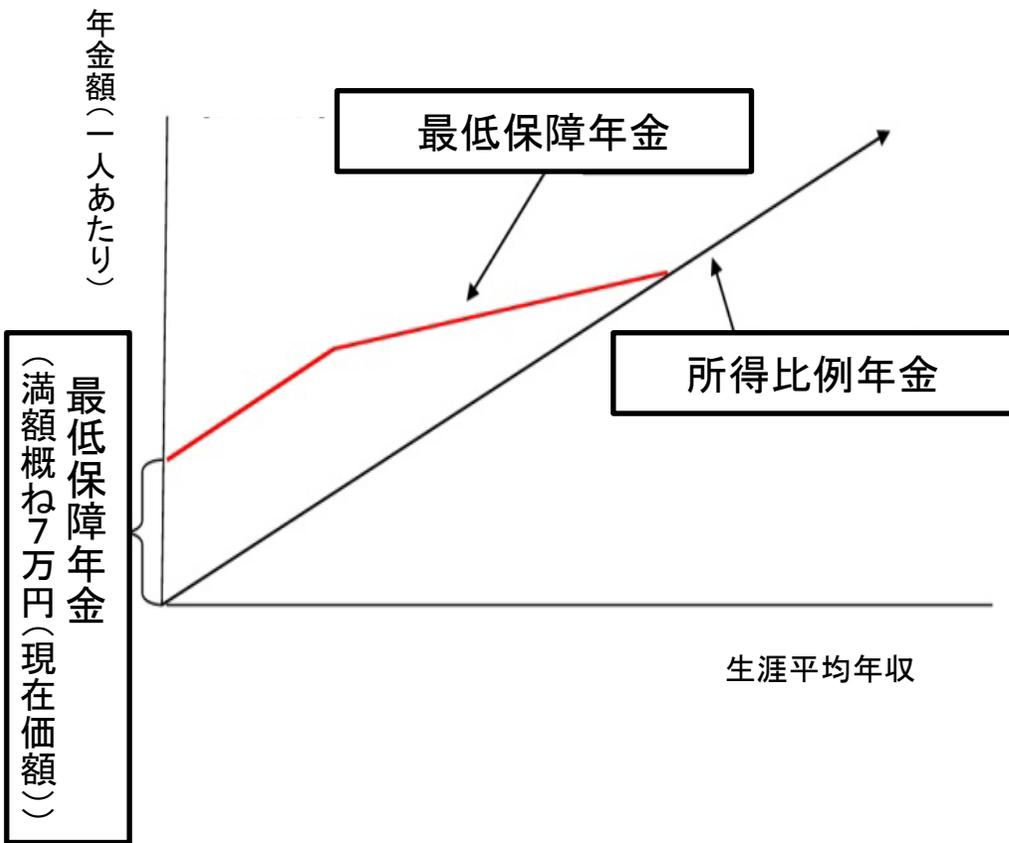
○ 被保険者本人は負担を要しない
 ○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

○ 被保険者数 (公的年金制度全体)	6,826万人(平成23年3月時点)
○ 受給権者数 (公的年金制度全体)	3,796万人(平成23年3月時点)
○ 国民年金保険料	14,980円(平成24年度) ※ 保険料納付率:59.3%(平成22年度)
○ 厚生年金保険料率	16.412%(平成23年9月分(10月納付分)から16.412%)
○ 年金額	老齢基礎年金 月65,541円(平成24年度) ※ 平均額:月5.5万円(平成22年度)
	老齢厚生年金 月230,940円(平成24年度・夫婦2人分の標準的な額) ※ 1人あたり平均額:月16.2万円 (基礎年金を含む、繰上げ・繰下げ等を除く)(平成22年度)
○ 保険料収入(公的年金制度全体)	32.4兆円(平成24年度当初予算ベース)
○ 国庫負担額(公的年金制度全体)	11.7兆円(平成24年度当初予算ベース)
○ 給付費(公的年金制度全体)	52.2兆円(平成24年度当初予算ベース)
○ 積立金(国民年金・厚生年金)	121.9兆円(平成22年度末、時価ベース) (参考)GPIFが市場で管理・運用する積立金の額 116.3兆円(平成22年度末時価ベース)

新しい年金制度について

- 民主党から示されている、「所得比例年金」と「最低保障年金」からなる新しい年金制度の骨格は以下のとおり。
(「あるべき社会保障」の実現に向けて(民主党「社会保障と税の抜本改革調査会」)(H23.5.26)より)

<概念図>



<ポイント>

- 所得比例年金(社会保険方式)
 - ・ 職種を問わず全ての人が同じ制度に加入。
 - ・ 保険料は15%程度(老齢年金に係る部分)。
 - ・ 被用者の保険料は労使折半。自営業者の保険料は全額自己負担(被用者の2倍)とするが、導入に当たっては激変緩和措置を設ける。
- 最低保障年金(税財源)
 - ・ 最低保障年金の満額は概ね7万円(現在価額)。
 - ・ 生涯平均年収ベース(=保険料納付額)で一定の収入レベルまで全額を給付し、それを超えた点より徐々に減額を行い、ある収入レベルで給付額をゼロとする。
- 現行制度からの移行
 - ・ 現行制度で納めた保険料に対しては、制度改革後も現行制度に基づく年金を受給し、新制度で納めた保険料に対しては新制度に基づく年金を受給。(完全移行には40年間必要)

1. 法案の趣旨

- 長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成24年度の基礎年金国庫負担割合を2分の1とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

(1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度について、国庫は、交付国債により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。

※ 平成25年度から税制抜本改革実施の前年度までの年度については、必要な税制上の措置を講じた上で、基礎年金国庫負担2分の1を維持するよう、法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。

- ② 平成24年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算するものとする。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。
(平成20年度まで：3分の1 平成21年度から23年度まで：2分の1)

(2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準(2.5%)について、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、2.5%高い水準(特例水準)となっている。

- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準(1.7%)についても、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の一部改正

3. 施行期日

- (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 : 平成24年4月1日
- (2) 特例水準の解消関係 : 平成24年10月1日

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための 国民年金法等の一部を改正する法律案

＜主要項目＞（衆議院での修正を反映）

- (1) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、受給資格期間の短縮を行う。（税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行）
- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度（平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定）を平成26年度と定める。（税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行）
- (3) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。（平成28年10月から施行）（※）
- (4) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。（2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行）
- (5) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。（税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行）
- (6) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。（※）

注）（1）、（2）、（5）については、税制抜本改革により得られる税収（消費税収）を充てる。

（※）は、衆議院の修正・追加のあった項目。原案にあった、低所得者の年金額の加算、高所得者の年金額の調整、交付国債償還に関する規定は削除された。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案 (平成24年4月13日提出)

<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

(1)~(5)：平成27年10月

(6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減：公布から1年を超えない範囲内で政令で定める日

厚生年金・国民年金の積立金運用について

＜運用の基本的考え方＞

- ◇ 厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用。
- ◇ 「国内債券中心」、「インデックス運用を中心」、「ポートフォリオ全体のリスクを抑制」等の考え方により、運用。
 - ・ 年金積立金全体 約122兆円(平成22年度末)
※GPIFが管理・運用する直近の資産額は、
約116兆円(平成22年度末)
 - ・ 国内債券、約7割(内外の債券では、約8割)。
 - ・ 賃金に対する実質的な運用利回りの確保。
- ・ 13年度(自主運用開始)～22年度の累積収益額
: 約23兆円(平均収益率 : 1.6%)

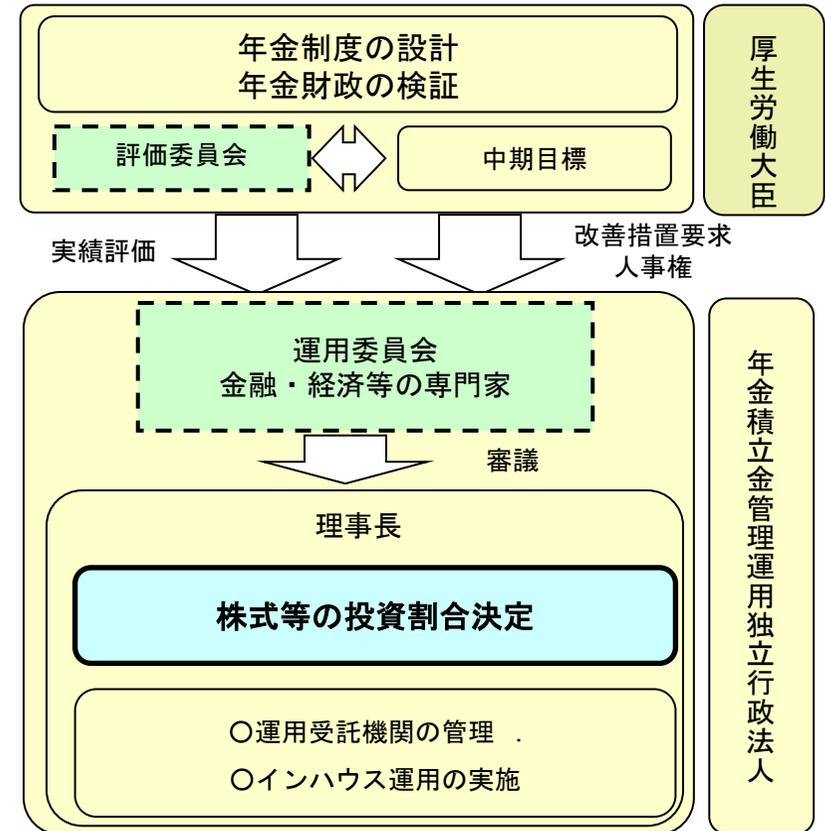
＜独立行政法人の制度及び組織見直しの基本方針＞

(平成24年1月20日閣議決定)

- ◇ 適切な監督権限を設け、国の関与を強化する。
- ◇ 業務運営の中立性を確保しつつ、本法人のガバナンスは新たな法人制度に比較し厳格なものとする。

固有の根拠法に基づき設立される法人とする。

＜現行の運用の仕組み＞



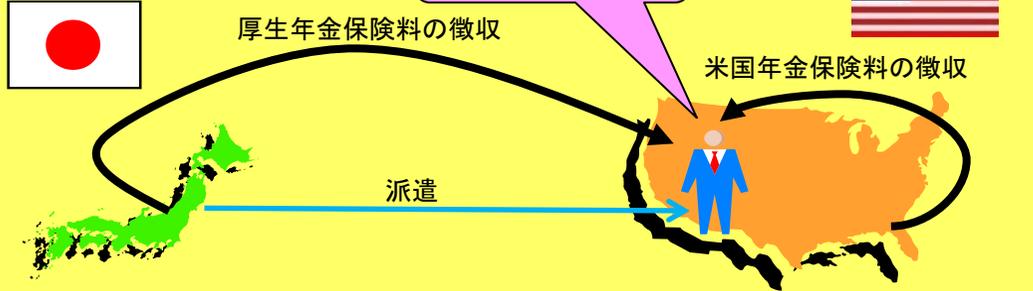
(運用受託機関) 信託銀行・投資顧問会社(77ファンド)

社会保障協定について

○ 社会保障協定のねらい → 国際的な人材交流の活発化に伴う年金等問題の解決

○ 協定発効前

【二重負担の問題】

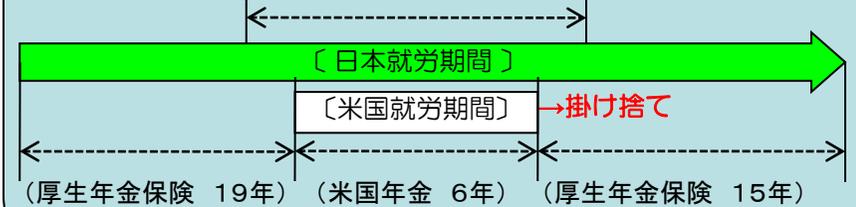


○ 日本の厚生年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要

【保険料の掛け捨ての問題】

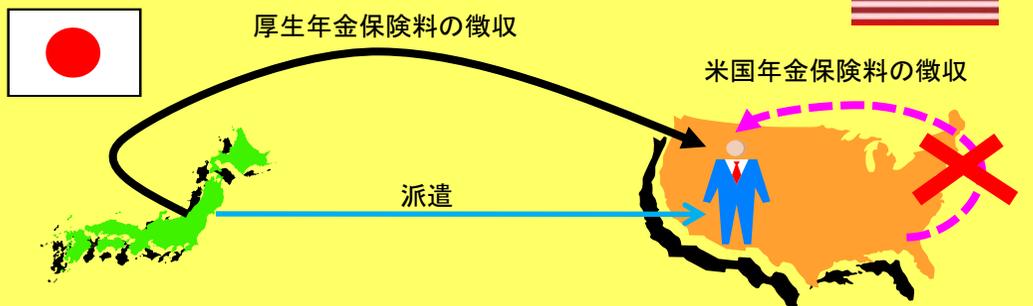
…米国年金の最低加入期間である10年を満たさず、米国年金は不支給。

(米国年金の最低加入期間: 10年)



○ 協定発効後

【二重加入の防止】



○ 派遣期間が5年以内のときは日本の制度にのみ加入し、米国制度の加入義務を免除（原則は就労国で適用）。

【両国の加入期間の通算】

…両国の期間を通算すると40年(34年+6年)となり、米国年金の最低加入期間を満たし、米国年金の受給が可能(ただし、支給額は6年分)。



- 日本が社会保障協定を締結(発効済み)している国(14カ国)
:ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス

※ 米→日への派遣の場合も同様。